

官報
號外

昭和二十七年三月二十日

国民政府と條約交渉の経過に関する
緊急質問を許可いたします。並木芳雄

府は、だれのために國府との條約を結ぶつもりなのであるか。國府を選ぶか、中共を選ぶかということは日本に

めに国府との條約を結ぶ
あるか。国府を選ぶ
かということは日本に

○第十三回 公衆議院會議錄第二十二号

昭和二十七年三月二十日(木曜日)

議事日程 第二十一号

風による木船災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案(關

午後二時十一分開議
○副議長(岩本信行君) これより会議を開きます。

第一 屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提出)

関する法律案(内閣提出、參議院添付)

第三 昭和二十六年十日の台風に

よる木船災害の復旧資金の融通
に関する特別措置法案（細谷添

利君外一名提出

第四　失業保険法の一部を改正す

第五 国立学校設置法の一部を改 る法律案(内閣提出)

正する法律案(内閣提出)

本田の会議で討した事件

国家公安委員任命につき同意の件

国民政府と條約交渉の経過に関する

田嶋第一　屋外広告物法の一節

改正する法律案(内閣提出)

日程第二 住宅緊急措置令等の廢止

（議院送付）

昭和二十七年三月二十日 総議院会議録第二十二号

は一体どういふうになつておるのであるか、伝えられる安全保険條約といふものは一体どういふものなのか、私どもには皆目その実体がつかめないのでありますけれども、それらの点を明らかにしてもらいたいのであります。また條約の名稱はどういふうにきまつたのであるか、またこの條約は平和條約第二十六條にいうところの二国間の條約であるのかないのか、これもはつきりいたしておらないのでありますから、この際政府はわれく前に、本会議場を通じて明らかにしてもらいたいのであります。

これらの点をあげて行けば切りがありません。もとより、私どもは何も積極的な報告を受けておらないのでありますから、新聞その他の報道によつて、国民政府は、わたくし前において、将来中共政権とはどんなことを結ぶつもりで、いつ頃に着手したいとのことは、かつてこの壇上から、同僚の小川議員が政府に要望した点でございます。ダレス氏の手紙には、国民政府の支配下に現にあり、または今後入るべきすべての領域に適用があるものとしている。この文面からいたしますと、吉田氏は、あたかも国民党の中興本土反攻を予想されども、こういふ點を明らかにして國民の納得を得ることが最も重要な段階に來て居る所なのであります。交渉が遅れておる一つの理由として、政府が各種の人選を誤つたのではないかと思われますけれども、はたして適當な全權の人選が行われたのであるから幸いに、倭島局長が最近台灣から歸つて来ております。その報告を受けましたと思ひますので、これらの点も最後に承つておきたいことは、国民政府を選択することによつて生ずる影響はどういふうになつておるか、こ

の点であります。英國では、日本のとおるとの親切もござります。英國における態度はどうなつておるか。トルーマン大統領とチャーチル首相との会談で、國府を選択する問題が討議され、了解が成立しておるのであるかどうか。この点をお伺いしたいのであります。また、今度國府と條約を締結することによつて、将来中共政権とはどんなことは結ぶつもりで、いつ頃に着手したいとのことは、かつてこの壇上から、同僚の小川議員が政府に要望した点でございます。ダレス氏の手紙には、國民政府の支配下に現にあり、または今後入るべきすべての領域に適用があるものとしている。この文面からいたしますと、吉田氏は、あたかも国民党の中興本土反攻を予想されども、こういふ點を明らかにして國民の納得を得ることが最も重要な段階に來て居る所なのであります。交渉が遅れておる一つの理由として、政府が各種の人選を誤つたのではないかと思われますけれども、はたして適當な全權の人選が行われたのであるから幸いに、倭島局長が最近台灣から歸つて来ております。その報告を受けましたと思ひますので、これらの点も最後に承つておきたいことは、国民政府を選択することによつて生ずる影響はどういふうになつておるか、こ

の点であります。英國では、日本のとおるとの親切もござります。英國における態度はどうなつておるか。トルーマン大統領とチャーチル首相との会談で、國府を選択する問題が討議され、了解が成立しておるのであるかどうか。この点をお伺いしたいのであります。また、今度國府と條約を締結することによつて、将来中共政権とはどんなことは結ぶつもりで、いつ頃に着手したいとのことは、かつてこの壇上から、同僚の小川議員が政府に要望した点でございます。ダレス氏の手紙には、國民政府の支配下に現にあり、または今後入るべきすべての領域に適用があるものとしている。この文面からいたしますと、吉田氏は、あたかも国民党の中興本土反攻を予想されども、こういふ點を明らかにして國民の納得を得ることが最も重要な段階に來て居る所なのであります。交渉が遅れておる一つの理由として、政府が各種の人選を誤つたのではないかと思われますけれども、はたして適當な全權の人選が行われたのであるから幸いに、倭島局長が最近台灣から歸つて来ております。その報告を受けましたと思ひますので、これらの点も最後に承つておきたいことは、国民政府を選択することによつて生ずる影響はどういふうになつておるか、こ

の点であります。英國では、日本のとおるとの親切もござります。英國における態度はどうなつておるか。トルーマン大統領とチャーチル首相との会談で、國府を選択する問題が討議され、了解が成立しておるのであるかどうか。この点をお伺いしたいのであります。また、今度國府と條約を締結することによつて、将来中共政権とはどんなことは結ぶつもりで、いつ頃に着手したいとのことは、かつてこの壇上から、同僚の小川議員が政府に要望した点でございます。ダレス氏の手紙には、國民政府の支配下に現にあり、または今後入るべきすべての領域に適用があるものとしている。この文面からいたしますと、吉田氏は、あたかも国民党の中興本土反攻を予想されども、こういふ點を明らかにして國民の納得を得ることが最も重要な段階に來て居る所なのであります。交渉が遅れておる一つの理由として、政府が各種の人選を誤つたのではないかと思われますけれども、はたして適當な全權の人選が行われたのであるから幸いに、倭島局長が最近台灣から歸つて来ております。その報告を受けましたと思ひますので、これらの点も最後に承つておきたいことは、国民政府を選択することによつて生ずる影響はどういふうになつておるか、こ

の点であります。英國では、日本のとおるとの親切もござります。英國における態度はどうなつておるか。トルーマン大統領とチャーチル首相との会談で、國府を選択する問題が討議され、了解が成立しておるのであるかどうか。この点をお伺いしたいのであります。また、今度國府と條約を締結することによつて、将来中共政権とはどんなことは結ぶつもりで、いつ頃に着手したいとのことは、かつてこの壇上から、同僚の小川議員が政府に要望した点でございます。ダレス氏の手紙には、國民政府の支配下に現にあり、または今後入るべきすべての領域に適用があるものとしている。この文面からいたしますと、吉田氏は、あたかも国民党の中興本土反攻を予想されども、こういふ點を明らかにして國民の納得を得ることが最も重要な段階に來て居る所なのであります。交渉が遅れておる一つの理由として、政府が各種の人選を誤つたのではないかと思われますけれども、はたして適當な全權の人選が行われたのであるから幸いに、倭島局長が最近台灣から歸つて来ております。その報告を受けましたと思ひますので、これらの点も最後に承つておきたいことは、国民政府を選択することによつて生ずる影響はどういふうになつておるか、こ

適当でなく、且つ、建物等の所有者との申出により必要があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、起業者（市町村である起業者を除く）に代つて当該建物等を使用権の設定された前の用途に供するため、支障がある部分を原状に復し、又は当該部分を原状に復するため必要な費用を補償しなければならない。

3 前二項の規定により当該建物等を原状に復するための工事の内容及び工事を完了すべき時期又は当該建物等を原状に復するため必要な費用として補償すべき金額及びその支拂時期については、都道府県知事が収用委員会の議決を経て定める。

4 都道府県知事は、前項の規定による決定をしたときは、起業者及び建物等の所有者並びに当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者（以下「関係者」といふ）に通知しなければならない。但し、都道府県知事が過失がないと関係者を確定することができないときは、その者に対する通知することを要しない。

（公営住宅への優先入居）

第六條 公営住宅法（昭和二十六年法律第二百九十九号）に基く公営住宅を設置している地方公共団体は、第三條の規定によつて起業者が居住者を立ち退かせようとする場合又は第四條の規定によつて都道府県知事が建物等の明渡しを命ずる場合において、居住者は適当な立退がないときは、当該公営住宅にその居住者を他の申込者に優先

して入居させなければならない。
但し、左の各号の一に該当する者
については、この限りでない。
一 家賃を著しく滞納し、その他
当該建物等の使用に関する著し
く不誠実な行為のあつた者
二 公営住宅法第十七條に規定す
る入居資格を失くす者

前項の場合において、地方公共
團体は、建物等の所在地を管轄す
る都道府県知事が公営住宅に入居
させるべき者の数、入居させるべ
き公営住宅の種別その他居住者を
事項について関係地方公共団体の
意見を聞いて定めるところに従わ
なければならぬ。

(使用権の消滅した建物等への準
用)

第七條 第三條(第二項を除く。)か
ら前條までの規定は、旧令第二條
の規定に基いて使用権が設定され
た建物等、この法律施行の際、
既に使用権の存続期間が満了して
更新の手続がとられていないにか
かわらず、当該使用権の設定を受け
た者(その承継人を含む。以下
「使用者」という。)が現に居住者を
入居させているものについて準用
する。この場合において、第三條
第一項中「前條第二項の規定によ
つて存続することとなつた使用権
を有する者(その承継人を含む。)
以下「起業者」という。)とあり、
又は第四條から第六條までの申
「起業者」とあるのは「使用者」と、
第三條第一項中「同項に規定する期
日までの間ににおいてなるべくする
やかに」とあり、又は第四條中「第

二條第一項に規定する期日までに」とあるのは「すみやかに」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、建物等の所有者が使用権の存続期間が満了した後建物等を返還されるまでの間ににおいて生じた損害に対する賠償の請求を使用者に対してすることを妨げない。

(国の補助)

第八條 国は、第五條(前條第一項において准用する場合を含む。)の規定によつて建物等を原状に復し、又は原状に復するために必要な費用を補助するため必要とする費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(用賃期間の特例)

第九條 第五條第三項(第七條第一項において准用する場合を含む。)の規定による都道府県知事の決定に対しても不服のある者は、当該決定の通知を受けた日から一月以内に裁判所に出訴することができる。

(旧令の効力に関する経過規定)

第十條 旧令第十三條ノ五の規定は、同令第十三條ノ四の規定による命令に基いてした貸貸借定による命令に基いてした貸貸借定について、この法律施行後ににおいても、なお、その効力を有する。

2 第六條の規定は、昭和二十八年三月三十一日以前に都道府県知事が前項の規定によりなお効力を有する旧令第十三條ノ五第二項の規

定に基いて負借人に立退を命ずる場合に準用する。

第十一條 旧令第十條第三項、第四項及び第六項並びに第十一條の規定は、この法律施行前に存続期間が満了し、又は取り消された使用権に係る同令第十條第一項の規定による損失補償の金額については、この法律施行後ににおいても、なお、その効力を有する。

前項の規定による損失補償の金額でこの法律施行前に定められていないものについては、都道府県知事が公用委員会の議決を経て定める。

第十二條 旧令は、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後においても、なお、その効力を有する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年三月十日

参議院議長 林謹治殿

住宅緊急措置令等の廃止に関する法律案内閣提出、参議院送付に関する報告書

〔最終章の附録に掲載〕

○松本一郎君登壇）〔松本一郎君登壇〕
した屋外広告物法の一部を改正する法律につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。
本法律案の内容は、第一点は、現行法におきましては、違反広告物に対して、美観風致の維持または公衆の危害防止の観点から、その除却その他の措置を都道府県知事が命ずることができるようになつておりますが、違反広告物はおむねその責任者が明らかでない場合が多いのでありますと、同法施行上支障が少くないのであります。従つて、違反広告物の責任者の不明なるときは、都道府県知事が除却その他の措置をみずから行い、または委任した者に行わせることができるようになつたのであります。第二点は、広告物の規制に関する事務は、都道府県の事務として、条例で定めるところによつて都道府県知事が行つておるのであります
が、この事務の一部を市町村長に委任できることとし、事務処理の簡素化をはかつたのであります。
本法律案は、去る三月十一日建設委員会に付託され、三月十八日質疑を行いました。屋外広告物法と薬事法による広告物の制限との関連その他の二、三の質疑がありましたが、本改正案はその趣旨妥当であるとして、討論を省略して採決となり、全会一致をもつて

案の通り可決した次第であります。続いて、たゞいま議題となりました住宅緊急措置令等の廃止に関する法律案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る二月十六日、本委員会に付託され、二月十九日より六回にわたり、慎重に審査いたしました。

住宅緊急措置令は、終戦直後の混乱期にあたり、海外引揚者、戦災者等の住宅困窮者に応急に住居を確保する目的をもつて、昭和二十年の十一月に制定されたものであります。その内容は、第一に地方公共団体等が遊休建築物を住宅に転用すること、第二に、余裕ある住宅の所有者には、その一部を住宅困窮者に貸し付けるよう勧告または命令することにより当面の住家難に対するものであります。本措置により収容された世帯数は、第一の方

法により九千九百戸、第二の方法によ

り五万六千戸に及びましたが、昭和二十一年以降、住宅事情もようやく安定

に向い、収容者も減少の一途をたど

り、現在は一千七百戸程度になりました。

従つて、今回この過渡的方法であ

つた住宅緊急措置令並びにこれに関連する住宅緊急措置損失補償委員会官制を廃止せんとするものであります。

使用権が設定された建物にいた收容

されている苦手の世帯に対しては、適

当な立場のき先を考慮して、これが円

滑に移転されるよな措置が必要であります。すなわち本案におきまして

は、一方、昭和二十八年三月三十一日までに、かかる建物の居住者を立ちの

かせた上で、これを所有者に返還する

ことを規定するとともに、他方立ちの

き先のない居住者に対しては、公営住宅

への優先入居を認めております。また

かたじめ立ちのき先を決定してからこ

れらの措置がとられるのであつて、必

ずしも酷とは言わないと思うが、

取扱いについては十分慎重を期したい

といふ答弁でございました。

次に討論に入り、自由党を代表して

田中委員より、改進党を代表して村瀬

委員より、日本社会党を代表して前田

委員より、居住者の立ちのきに際して

政府は特別に温情のある措置を講ずる

こと、また居住者の住家費負担が急激

に増大することのないよう十分配慮す

ること等の要望を付して、いずれも本

案に賛成されました。

統じて採決の結果、全会一致をもつ

て本案を可決いたした次第でございま

す。

○副議長(岩本信行君) 討論の通告が

あります。これを許します。池田峯

君。

〔池田峯君登壇〕

○池田峯君 私は、日本共産党を代

表し、住宅緊急措置令等の廃止に關す

る法律案に対し反対の論調を宣明せん

だけ無理のないようにしていたとのこと

となります。すなわち本案におきまして

は、一方、昭和二十八年三月三十一日

までに、かかる建物の居住者を立ちの

かせた上で、これを所有者に返還する

ことを規定するとともに、他方立ちの

き先のない居住者に対しては、公営住宅

への優先入居を認めております。また

かたじめ立ちのき先を決定してからこ

れらの措置がとられるのであつて、必

ずしも酷とは言わないと思うが、

取扱いについては十分慎重を期したい

といふ答弁でございました。

次に、本委員会における質疑応答の

建物の原状回復が必要である場合にお

いては、その費用の一部を個が負担せ

んとするものであります。

次に、本委員会における質疑応答の

建物の原状回復が必要である場合にお

いては、その費用の一部を個が負担せ

昭和二十七年三月二十日 楽議院会議録第二十二号

失業保険法の一部を改正する法律案

第三十六条第五項中「これを徵收しない。」の下に但し、第四号の場合は、その執行を停止し又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。」を加え、同項に次の二号を加える。

四 保険料について、滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 保険料を納付しないことについてやむを得ない事情があると認められるとき。

第三十八條の十五第五項中「百分の一」を「千分の十六」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 失業保険法第三十條第一項の改正規定は、この法律の施行の日以後に規定する納付すべき期限の到来する保険料の額の算定について適用する。

3 この法律の施行の日の属する月の前の月以前の月を失業保険法第三十九條の十五第一項の規定により被保険者期間として計算する」とによつて同法第五條第一項の規定に該当するに至つた者について、同法第三十八條の十五第二項の規定によりその月に支拂われた賃金額のみなされる額の算定を行ふ場合における保険料の額を除すべき數値は、同項の改正規定にかかる。

(内閣提出)に関する報告書
「最終号の附録に掲載」

日本社会党の前田種男君及び日本社会

党第二十三投票室の青野武一君は、それ

それ所属の党を代表して原案に賛成の意を表し、日本共産党的今野武雄君は

反対ましたが、採決の結果、共産党

を除く全議員をもつて、本件は原案通

過及び結果を報告いたします。

この改正案の要点は、失業保険の保

険料率を二割引下げるのこと、保険料を滞納した場合に徵收する延滞金を免除する場合を拡大することの二点でござります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(若木信行君) 討論の通告が

あります。これを許します。今野武雄

君に可決すべきものであると決定したのであります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○今野武雄君(登壇)

日本共産党は、日本の全労働者の立場から、この法案の裏面

にひそんでおります吉田自由党政府

の冷酷な、反労働的、反社会的な政

策に對して強く抗議をいたしまして、

本法案に反対するものであります。

よだいまの委員長の報告では、この

法案の要点が何であつたかがはつきり

しないのです。元來、社会保障あるい

は社会保険などは、健康保険の場合な

いのです。元來、社会保険あるい

は社会保険などは、健康保険の場合な

いのです。元來、社会保険あるい

は社会保険などは、健康保険の場合な

いのです。元來、社会保険あるい

は社会保険などは、健康保険の場合な

いのです。元來、社会保険あるい

は社会保険などは、健康保険の場合な

中を観見に行つて調べて来た。労働者

の輿論は何であるか、どうであるかと

いふことを急いで調べて参りました。

そうすると、たとえば労見造船の委

員長は何と言つておるか。失業保険が

余つてゐると言つて、驚き、あされ

ている。かつ憤慨しております。そし

て、それならば当然支給額を引上げる

べきだ、もつと今までよりも支給額を

多くすべきだ、それから支給期間は六

ヶ月でなく、これをもつと延ばすべき

です。これについて、一休政府は労働

者に相談したことがあるか。失業者に

おられました。それからまた鶴見造船

相談したことがあるかといふのだ。何

も相談いたしません。

この法案の審議におきましても、自

由党としましては、一日も早く上げた

い、四月一日から実施するのだから急

くのだ、こう言つて、少しも失業者の

輿論といふものを開かない。この結

果、労働者の官僚的でやり方をそ

のままのんで、そして機械的にこれを

解決しなう、こういうことをやつてお

るのです。それであります。

私は委員会において、十分その点に

おもづいてございませんが、赤字にな

るものがむしろ当然なんです。現在のよ

うな生活の困難な、失業者が多数いる

ときには、失業保険が墨字になるとい

ふしきなんです。ところが、その墨字にな

るが、その墨字になるだけではなくし

ないことにについて、やむを得ない中

情があると認められるときに免除せ

んとするものであります。

本案につきましては、三月十四日政

府より提案理由の説明を開き、引続を審

査を始め、十五日及び十八日に入ひま

容をさらに調べてみると、昨年の

一月から十二月までの間ににおいて、労

働者並びに経営者から取上げた保険料

積立金ができる。しかも、この内

に、私は委員会において、十分その点に

おもづいてございませんが、赤字にな

るものがむしろ当然なんです。現在のよ

うな生活の困難な、失業者が多数いる

ときには、失業保険が墨字になるとい

ふしきなんです。ところが、その墨字にな

るが、その墨字になるだけではなくし

ないことにについて、やむを得ない中

情があると認められるときに免除せ

んとするものであります。

本案につきましては、三月十四日政

府より提案理由の説明を開き、引続を審

査を始め、十五日及び十八日に入ひま

容をさらに調べてみると、昨年の

一月から十二月までの間ににおいて、労

働者並びに経営者から取上げた保険料

積立金ができる。しかも、この内

に、私は委員会において、十分その点に

おもづいてございませんが、赤字にな

るものがむしろ当然なんです。現在のよ

うな生活の困難な、失業者が多数いる

ときには、失業保険が墨字になるとい

ふしきなんです。ところが、その墨字にな

るが、その墨字になるだけではなくし

ないことにについて、やむを得ない中

情があると認められるときに免除せ

のうち、昨年は四百名、今年は千名になつておる。しかも、船技術というのは、せんに臨時工ばかりではやつて行けないはずです。専門家の御者が必要なはずです。専門家の御者を聞いてみると、臨時工の数は四一の限度を越えてはならないとおもふ。ところが、もう子で三分を越えており、今後も増加する恐れがあるわけです。これは、鶴見造船場など、うな、そういうところでそつたのりますが、最近の軍需工場などは、とんが臨時工である工場が多いございまして。

ところが、この臨時工の諸君は、であるかといへば、これは京浜演習にては、もう初めのうちはまつた、菜保障から除外されておる。それこれではいけないというので開業保険が認められる。こういふ状態になつておるのであります。

が、これは労働者が強い京浜で、からそつなるのでありまするが、の軍事基地、あるいは軍需工場、こうところにおいては、開業などは、なかできないところが多い。特にトルや鐵筋や鉄棒を持つて、二十人とか、十人に一人とかいう番くつついて、組合運動などできな

が、造工は、失業保険の掛金だけとられ、拂つてもらえないといふような事件があつちこちにあるのであります。結にその臨時工の諸君で、六箇月未満の部分の、一月休憩であつた者は、今まで失業保険の掛金を拂つていたのが全然むだになつてしまつて、今度は一轍に耳解しのよいのである。そこで、日雇いの生業保険になりますると、普通ならば六箇月もらえるのが、たゞた十七日間しかもらえない。その金額も一百四十五円におとく失つてしまつのであります。こういふよとが百五十円とかのわざかなものになつてしまつておる。うなひどい取扱いをしておる。その諸君は、きのうの調べでは何と言つておるかといふと、こう言つておる。二箇月でも三箇月でも勤めて、失業保険の掛金を出したら、せめてその分だけでも返してもらいたい、二箇月なり三箇月でも三箇月でも勤めて、失業保険の掛金を出したら、せめてその分だけでも返してもらいたい、こういふふうに考えれば、ほんとうに失業しておる、あるいは失業せんとしない、こう言つておるのであります。

ついもつと範囲を広げてやうであります。特に最近、失業者が非常に多くなつております。今後もたとえは労働者四割の探査をすると言つてゐる。それもいづれは失業者になつて来て、やつといればバンバンにならざるを得ないよな女工さんが非常にたくさん出て来る。供銷の方面でも、あるいはソーダ工業でも、その他でも工場閉鎖とか、そういうところがどんどんでこりまして、ヨーロッパにおける不況あるいはイングランドにおける不況、軍備などへやつておるにもかかわらず、アメリカにおいてさえも、どうも経済が思わしく行かないというような事態になつておる際、日本の經濟の将来、または失業者の増加の趨勢といふものには非常に恐るべきものがあります。しかも、失業しない者もみんな臨時工どんくくりがえられるおそれも出て來ておる。この際、このようにして生業保険の掛金を安くするという名目のもとに失業保険のわくを縮小しよう、こういうのが本法案の冷酷なるねらいである。こういうふうに考えて、ちつともさしつかえないと思うのです。昨日も、日雇い労働者の諸君は、このことを聞いて憤慨しておられました。

も出ておりましたが、非常に同情しながら、やはりこれは社会党政策審議の決定だからしかたがないといふような言い訳を言って、これに賛成してしまいました。しかし、われわれは、やはり労働者の立場に立つて、このような冷酷な労働者に対する態度、ほんとうに困っている失業者、路頭に迷った人たちを犠牲にして、このように剩余金を出して、そしてこれをこなしていきらうとするこの政府のやり方、由党のやり方に對しては断固反対せざるを得ないわけであります。

以上簡単でありますが、反対討論終ります。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長による報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(岩本信行君) 日程第五、国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。委員長の報告を始めます。文部委員長竹尾次君。

国立学校設置法の一部を改正する
法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律
第三條の表中「帝政帝國專門學
校」「盛岡農林専門學校」「東北大
學附屬医学專門部」「宇都宮農林專
門學校」「千葉医科大学附屬医学專
門部」「東京大學附屬医学專門部」
〔東京農林専門學校〕、「東京美術學
校」「東京音楽學校」「東京高等師
範學校」「東京農業教育專門學校」
〔東京体育高等學校〕、「東京工業大
學附屬女子部」「東京女子高等師範
學校」「新潟医科大学附屬医学專門
部」「金沢医科大学附屬医学專門
部」「金沢高等師範學校」「岐阜農
林專門學校」「高崎高等師範學校」「岡山醫
科大學附屬医学專門部」「広島高等
師範學校」「奈良女子高等師範學
校」「鳥取農林専門學校」「岡山醫
科大學附屬医学專門部」「広島高等
師範學校」「広島女子高等師範學
校」「九州大學附屬医学專門部」
〔富崎農林専門學校〕及び「鹿兒島農
林專門學校」を削り、同表北海道大
學の項中「農學部」を「獸医学部」に、
「農學部」を「獸医学部」に改める。

第五 國立學校設置法の一部を改

〔副議長（岩本信行君）〕 これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。本案の委員長の切否は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

から、やはりこれは社会党政策審議の決定だからしかたがないというふうな言い訳を言って、これに賛成してしまいました。しかし、われわれは、やはり労働者の立場に立つて、はんとうに困っている失業者、路頭に迷う人たちを犠牲にして、このよき社会的余力を出して、そしてこれをまことに得ないわけであります。

卷之三

昭和二十七年三月二十日 案議院会議録第二千二号

国立学校設置法の一部を改正する法律案

三一〇

伝染病研究所

伝染病の他の病原の検査並びに予防治療に関する研究

第三條の二の表中
一 国立短期大学の名称 位置 上欄の國立短期大学を併設する國立大学の名称

小樽商科大学短期大学部 北海道 小樽商科大学

福島大学経済短期大学部 福島県 福島大学

千葉大学工業短期大学部 千葉県 千葉大学

改める。
第四條の表中

東京大学	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
東京天文台	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
農業研究所	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
理学研究所	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
社会科学研究所	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究

東京大学	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
東京天文台	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
地質研究所	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
東洋文化研究所	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究
東京都	東洋文化研究所	東洋文化に関する総合研究

改める。

第五條の表中

東北大學	金屬材料研究所	金屬その他の金属及び合金に関する研究
農業研究所	研究室	作物及びその應用の研究
理学研究所	研究室	東北地方における農業(林業及び畜産を含む)及ひ水産に関する研究
科学計測研究所	研究室	農業金屬の選鉱及び製鍊に関する学理及びその應用の研究
抗酸菌病研究所	研究室	抗酸菌病の予防及び治療に関する学理並びにその應用の研究
高麗力学研究所	研究室	高麗力学に関する学理及びその應用の研究
電気通信研究所	研究室	電気通信に関する学理及びその應用の研究
非水溶液化学研究所	研究室	非水溶液化学に関する学理及びその應用の研究
ガラス研究所	研究室	ガラスに関する学理及びその應用の研究

東北大學	金屬材料研究所	金屬その他の金属及び合金に関する研究
農業研究所	研究室	作物及びその應用の研究
理学研究所	研究室	東北地方における農業(林業及び畜産を含む)及び水産に関する学理並びにその應用の研究
科学計測研究所	研究室	農業金屬の選鉱及び製鍊に関する学理及びその應用の研究
抗酸菌病研究所	研究室	抗酸菌病の予防及び治療に関する学理並びにその應用の研究
高麗力学研究所	研究室	高麗力学に関する学理及びその應用の研究
電気通信研究所	研究室	電気通信に関する学理及びその應用の研究
非水溶液化学研究所	研究室	非水溶液化学に関する学理及びその應用の研究
ガラス研究所	研究室	ガラスに関する学理及びその應用の研究

改める。

東京大学	新聞研究所	新聞に関する技術的問題の科学的研究並びに研究
東京天文台	理学研究所	天文学に関する事項の研究並びに天象観測、曆書製造、時の測定、報時及び時計の検定に関する事項の研究
地質研究所	理学研究所	地質及び地質探査法に関する事項の研究並びに地質学及びその他の地質の研究並びに地質探査法に関する事項の研究
東洋文化研究所	社会科学院	東洋文化に関する総合研究
東京都	社会科学院	東洋文化に関する総合研究

改める。

官報(号外)

11

昭和二十七年三月二十日　衆議院会議録第二十二号　国立学校設置法の一部を改正する法律案

同表大阪大学の増中、石濱学校、久石濱学校、明治幼稚園、諫原エリザベス技術学校に

官報(号外)

宇都宮大学	四四一人	名古屋大学	一、九〇三人
群馬大学	五六〇人	愛知学芸大学	五六一八
埼玉大学	三四〇八人	名古屋工業大学	二五〇人
千葉大学	一、五一〇人	三重大学	四五二八
東京大学	五六四八人	滋賀大学	二九三八
東京医科歯科大学	一、〇〇二人	京都大学	三六三九〇人
東京外國語大学	一一八人	京都学芸大学	三二四人
東京学芸大学	八八四人	京都工芸織維大学	三三七人
東京農工大学	二九八人	大阪大学	二六五五九人
東京藝術大学	二八八人	大阪外國語大学	一〇一人
東京工業大学	一、一二三人	大阪学芸大学	六四二八
東京教育大学	九五九人	神戸大学	九八五人
表参の水女子大学	三二二人	奈良学芸大学	二四九人
電気通信大学	一四五人	奈良女子大学	三三二人
一橋大学	三〇七人	和歌山大学	三〇四人
横浜国大立大学	二九六人	鳥取大学	六四八人
新潟大学	六〇八人	島根大学	三三八人
富山大学	一、四五一人	岡山大学	一、三三九人
金沢大学	四七五人	広島大学	六八二人
福井大学	一、五九六人	山口大学	九三三人
山梨大学	三五九人	徳島大学	五六三人
岐阜大学	三九一人	香川大学	三四九人
信州大学	一、三〇九人	愛媛大学	五三四人
駒澤大学	五〇二人	高知大学	三六三人
商船大学	二四〇人	福岡学芸大学	四六九人
静岡大学	七七六人	九州大学	二六七九六人

官報(号外)

○竹尾代君 ただいま上程せられました。国立学校設置法の一部を改正する法律につきまして、本法案の概要を御説明申し上げますとともに、その審議の結果を御報告申し上げます。

まず初めに、この法案の要点を申上げます。この法案で改正しようとすることは、国立大学化を包括されておりましたる点は五点でございまして、第一点は、旧制の学校中、専門学校、高等師範学校等二十九校が、教育制度の改革に伴いまして、昭和二十六年度限りで職員及び生徒の定員がなくなりますので、これを废止するものでござります。なお御参考に申し上げますが、これで昭和二十七年度以後にも存続する旧制の

國立学校設置法の一部を改正する
法律(内閣提出)に関する報告書

九州工業大學	三三六人
佐賀大學	三〇九人
長崎大學	一、二三九人
熊本大學	一、三八二人
大分大學	三四四人
宮崎大學	四六六人
鹿兒島大學	八〇〇人
別表第一	
國立高等學校の名稱	高等學校に置かれる職員の定員
仙台電波高等学校	五三人
新潟電波高等学校	六一人

附
則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

三二の西村が父より貯蓄された学校の蔵書は、別に罰金を免せられないときは、昭和二十七年三月三十一日限り職員の身分を失つものとする。

育学部とか、あるいは学芸学部とかに

校、中学校、小学校、幼稚園、それから教育の施設及び研究施設の設置を整

改正の第五点は定員の改正でございまして、国立学校に置かれる職員の定

員を昭和二十七年度予算に命ぜるものでありまして、改正後の定員は、国立

なり、前年度当初より千六百三十九名の減少となります。

以上は本提案の概要でございますが、本委員会におきましては、慎重なる立場一貫で、一ヶ月を経て、

て、討論を省略の上、採決の結果、全
会一致をもつてこれを可決すべきもの

と決定した次第でござります。
右御報告申し上げます。

○課題長(岩本信行君) 探査いたしま

等学校	本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。	昭和二十七年四月一日から施行する。
等学校	〔異議なしと呼ぶ者あり〕	正規定により廃止された学校の職員は、別に諒令を免せられないときは、昭和二十日限り職員の身分を失うものとする。
等学校	○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。	正規定により廃止された学校の職員は、別に諒令を免せられないときは、昭和二十日限り職員の身分を失うものとする。
外務公務員法案(内閣提出)	千九百四十六年十二月十一日にレーカ・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年の條約の範囲外の製品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求める件。	昭和二十七年四月一日から施行する。
外務公務員法案(内閣提出)	○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。	正規定により廃止された学校の職員は、別に諒令を免せられないときは、昭和二十日限り職員の身分を失うものとする。
○福永儀司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣議定書への加入について承認を求める件。	麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範囲外の製品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求める件。	昭和二十七年四月一日から施行する。
外務公務員法案(内閣提出)	○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。	正規定により廃止された学校の職員は、別に諒令を免せられないときは、昭和二十日限り職員の身分を失うものとする。
○福永儀司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣議定書への加入について承認を求める件。	麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の條約の範囲外の製品を國際統制の下におく議定書への加入について承認を求める件。	昭和二十七年四月一日から施行する。
等学校	〔異議なしと呼ぶ者あり〕	正規定により廃止された学校の職員は、別に諒令を免せられないときは、昭和二十日限り職員の身分を失うものとする。
等学校	○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。	正規定により廃止された学校の職員は、別に諒令を免せられないときは、昭和二十日限り職員の身分を失うものとする。
等学校	外務公務員法案(内閣提出)	昭和二十七年四月一日から施行する。

員長の報告を求めます。外務委員長仲内憲治君。

外務公務員法案

目次

外務公務員法

第一章 総則(第一條・第四條)

第二章 職階制(第五條・第六條)

第三章 任免(第七條・第十二條)

第四章 給與(第十三條)

第五章 能率(第十四條・第十六條)

第六章 保険(第十七條・第二十一条)

第七章 服務(第二十三條)

第八章 名譽統領事及び名譽領事並びに外国人の任用(第二十四條・第二十五條)

第九章 雜則(第二十六條・第二十八條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、外務公務員の職務と責任の特殊性に基き、外務公務員の職階制、任免、給與、能率、保護、服務等に関する國家公務員法(昭和二十二年法律第二十一条)の特例その他必要な事項を定め、あわせて名譽統領事及び名譽領事並びに外務省に勤務する外國人の任用について規定することを目的とする。

(外務公務員の定義)

第二條 この法律において「外務公務員」とは、左に掲げる者をいふ。(一)特命全権大使(以上「大使」といふ)。(二)外務公務員の定義)

第三條 第九十九条第一項、第九十九条並びに第一百條第一項及び第二

二 特命全権公使(以下「公使」といふ)

三 政府代表

四 全権委員

五 政府代表又は全権委員の代理、顧問及び隨員

六 外務職員

七 外務公使

八 外務大臣

九 外務大臣

十 外務省令

十一 外務省

十二 外務省

十三 外務省

十四 外務省

十五 外務省

十六 外務省

十七 外務省

十八 外務省

十九 外務省

二十 外務省

二十一 外務省

二十二 外務省

二十三 外務省

二十四 外務省

二十五 外務省

二十六 外務省

二十七 外務省

二十八 外務省

二十九 外務省

三十 外務省

三十一 外務省

三十二 外務省

等書記官、二等書記官、三等書記官及び外務公使、總領事、領事、副領事及び領事官並びに一等理

事官、二等理事官、三等理事官、副領事及び領事官並びに外務書記といふ名稱

事務、商務、農務、労働等に関する事務に従事させ

るためその他特に必要がある場合に

には、外務省令で定めるところに

より、選考によつて外務職員を任

命することができる。

二 外務大臣は、公の便宜のために

行動する権限を付與された者をい

う。

三 外務大臣は、外務職員に対し、前項に

掲げる公の名稱以外の公の名稱を

用いさせることができる。

四 前項に定めるものを除く外、外

務省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

五 外務大臣の昇任は、外務

省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

六 外務大臣の昇任は、外務

省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

七 外務大臣の昇任は、外務

省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

八 外務大臣の昇任は、外務

省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

九 外務大臣の昇任は、外務

省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

(選考による外務職員の任命)

第十條 外務大臣は、もつばら財

務、商務、農務、労働等に関する事務に従事させ

るためその他特に必要がある場合に

には、外務省令で定めるところに

より、選考によつて外務職員を任

命することができる。

二 外務大臣は、公の便宜のために

行動する権限を付與された者をい

う。

三 外務大臣は、外務職員に対し、前項に

掲げる公の名稱以外の公の名稱を

用いさせることができる。

四 前項に定めるものを除く外、外

務省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

五 外務大臣の昇任は、外務

省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

六 外務大臣の昇任は、外務

省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

七 外務大臣の昇任は、外務

省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

八 外務大臣の昇任は、外務

省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

九 外務大臣の昇任は、外務

省令で定めるところにより、試験

又は選考によつて行う。

三四

官報(号外)

第四章 鉛與 (在外公館に勤務する外務公務員の給與)

第十三條 在外公館に勤務する外務公務員の給與は、在外公館に勤務する法

する外務公務員の給與に関する法律(昭和二十七年法律第一号)に基いて支給するものとする。

第五章 能率 (勤務成績の評定)

第十四條 外務職員の勤務成績の評定及びその記録に關し必要な事項

は、外務省令で定める。

(研修)

第十五條 外務大臣は、外務省令で定めるところにより、外務職員に、外務省研修所又は外國を含む

その他の場所で研修を受ける機会を與えなければならない。

(査察)

第十六條 外務大臣は、在外公館の事務が適正に行われているかどうかを査察させるため、外務公務員

のうち適当と認める者を査察使として派遣することができる。

2 査察使は、査察の結果を連帯なく外務大臣に文書で報告しなければならない。

3 外務大臣は、前項の報告を受けたときは、その報告に基き必要と認める措置を執らなければならぬ。

4 前項に定めるものを除く外、査察に關し必要な事項は、外務省令で定める。

第六章 保障 (勤務條件に関する行政措置の要求)

第十七條 外務職員は、勤務條件に

関し、外務大臣より適當な行政上の措置が行われることを要求しようとするときは、國家公務員法第八十六條の規定にかかわらず、外務人事審議会(以下「審議会」といふ)に対して要求しなければならない。

八十八條の規定は、前項の要求に係る事案の査察及び判定並びにその結果熟るべき措置に適用する。

この場合において、國家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務大臣に対し」と読み替えるものとする。

2 國家公務員法第八十七條及び第

八十九條の規定は、前項の要求に係る事案の査察及び判定並びにその結果熟るべき措置に適用する。

この場合において、國家公務員法第八十七條中「前條」とあるのは「外務大臣に対し」と読み替えるものとする。

3 (誤成処分に関する査査)

第十九條 外務職員が外交機密の漏洩によって國家の重大な利益を損失したという理由で誤成処分を受けた場合におけるその処分に關する査査の請求は、國家公務員法

「職員」とあるのは「外務職員」と、同様及び第八十九條中「人事院」とあるのは「外務人材審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事案の査察及び判定並びにその結果熟るべき措置に適用する」。

この場合において、國家公務員法第八十九條中「前條」とあるのは「外務大臣に対し」と読み替えるものとする。

4 第十九條 外務職員が外交機密の漏洩によって國家の重大な利益を損失したという理由で誤成処分を受けた場合におけるその処分に關する査査の請求は、國家公務員法

「職員」とあるのは「外務職員」と、同様及び第八十九條中「人事院」とあるのは「外務人材審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事案の査察及び判定並びにその結果熟るべき措置に適用する」。

この場合において、國家公務員法第八十九條中「前條」とあるのは「外務大臣に対し」と読み替えるものとする。

5 第十九條 外務職員が外交機密の漏洩によって國家の重大な利益を損失したという理由で誤成処分を受けた場合におけるその処分に關する査査の請求は、國家公務員法

「職員」とあるのは「外務職員」と、同様及び第八十九條中「人事院」とあるのは「外務人材審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事案の査察及び判定並びにその結果熟るべき措置に適用する」。

この場合において、國家公務員法第八十九條中「前條」とあるのは「外務大臣に対し」と読み替えるものとする。

6 第十九條 外務職員が外交機密の漏洩によって國家の重大な利益を損失したという理由で誤成処分を受けた場合におけるその処分に關する査査の請求は、國家公務員法

「職員」とあるのは「外務職員」と、同様及び第八十九條中「人事院」とあるのは「外務人材審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事案の査察及び判定並びにその結果熟るべき措置に適用する」。

この場合において、國家公務員法第八十九條中「前條」とあるのは「外務大臣に対し」と読み替えるものとする。

7 第十九條 外務職員が外交機密の漏洩によって國家の重大な利益を損失したという理由で誤成処分を受けた場合におけるその処分に關する査査の請求は、國家公務員法

「職員」とあるのは「外務職員」と、同様及び第八十九條中「人事院」とあるのは「外務人材審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事案の査察及び判定並びにその結果熟るべき措置に適用する」。

この場合において、國家公務員法第八十九條中「前條」とあるのは「外務大臣に対し」と読み替えるものとする。

「職員」とあるのは「外務職員」と、同様及び第八十九條中「人事院」とあるのは「外務人材審議会」と、第八十八條中「その権限に属する事案の査察及び判定並びにその結果熟るべき措置に適用する」。

この場合において、國家公務員法第八十九條中「前條」とあるのは「外務大臣に対し」と読み替えるものとする。

第二十二條 前三條に定めるものを除く外、

八十八條の規定は、前項の請求に係る事案の査査及び判定並びにその結果熟るべき措置に適用する。

この場合において、國家公務員法第八十九條中「前條」とあるのは「外務公務員法第八十八條第一項」と「要求」とあるのは「請求」と、正又は取消をしたときは、その処

分によつて当該外務職員が失つた給與の弁済をしなければならない。

(外国人の採用)

第二十三條 外務大臣は、在外公館に勤務する外務公務員のうち一又は二以上の在外公館に引き続き勤務する期間(不健康地その他これに類する地域で外務大臣が指定するものにある在外公館に勤務する期間を除く)一月を算した期間)が四年をこえる者に対し、二月以内の期間(不健康地と本邦との間を往復するに要する期間を除く)一月に限り、休暇のための帰国(以下「休暇帰國」という。)を許すことができる。

第二十四條 外務大臣は、在外公館に勤務する外務公務員のうち一又は二以上の在外公館に引き続き勤務する期間(不健康地その他これに類する地域で外務大臣が指定するものにある在外公館に勤務する期間を除く)一月を算した期間)が四年をこえる者に対し、二月以内の期間(不健康地と本邦との間を往復するに要する期間を除く)一月に限り、休暇のための帰国(以下「休暇帰國」という。)を許すことができる。

第二十五條 外務大臣は、審議会の意見を開いて、外務省本省に勤務する外国人を採用することができ

(休暇歸國)

第二十六條 外務大臣は、第十七條

第三項及び第二十二條の規定に基づく政令案の立案並びに第十一條、第十四條、第十五條、第十六條第四項及び第二十三條第四項の規定による外務省令の制定又は改廃を行うときは、あらかじめ審議会の議に付し、その意見に基いてこれをしなければならない。

(政令及び外務省令)

第二十七條 第四條において準用する國家公務員法第七百條第一項又は

第二項の規定に違反して秘密を漏らした者及びこれらの項の規定に違反する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし、又はそのぼう助をした者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に處する。

前項に定めるものを除く外、休暇帰國に關し必要な事項は、外務省令で定める。

(国外犯罪)

第二十八條 國家公務員法中外務職員に關して適用される罰則の規定及び前條の規定は、国外において當該各條に掲げるいずれかの罪を犯した者に適用する。

(名譽總領事及び名譽領事の任命)

第二十九條 外務大臣は、審議会の意見を聞いて、名譽總領事又は

事情が違つておるので、国会の承認を求めるに至ることは適切でないといふ答弁がありました。

第四、一般公務員と外務公務員との間に行われる人事の交渉につき困難となることなどを委員の質問に対し、政府側は、本法案にも、財務、商務等外交領事事務に從事するための選考によつて外務職員に任命することができるようになつており、また人事院規則によつても、転職等も自由に行われるようになつており、別に支障はないと思うとの答弁がありました。

第五、外務職員の外交機密漏洩による懲戒処分の場合に弁護人を選任することを認めたのは外務職員に過酷ではないかとの質問に対しまして、政府側は本件はいわゆる裁判でもなく、これと同時に機密の漏洩によつて國家の重大な利益を損傷したとしている場合である。

これにて質疑応答を終了し、討論に入り、自由党の近藤委員、改進党の並木委員からそれ／＼賛成の意を表せられ、日本社会党の西村委員、日本社会党第二十三投票室の武蔵委員、共産党の林委員、労働者農民党の畠田委員から

それ／＼反対の意を表せられ、討論終結の後、採決の結果、賛成多数をもつて本案は可決せられました。千九百四十六年十二月三十日にレーテクサクセスで、本議定書の当事国数は、一九五六年六月末日の現在において三十三箇國となつております。わが政府は、平和条約の最初の効力発生の後一年以内に、この議定書に正式に加入する意思を有することを宣言しているのであります。

書への加入について承認を求めるに關し、外務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本議定書は、「九三一年の麻薬の製造制限及び分配取締に関する條約」の当事国となることになるのであります。

我が國は、本議定書の当事国となることは明らかに天皇制官僚機構の復活

あります。このことは、やがて国民機構の軍事的再編成と相まって、日本の全官僚制度にまでこの天皇制的官僚機構の軍事的再編成と相まって、日本の

外務大臣に握られるばかりでなく、その官職の格付、身分の保障についても、すべて生殺與奪の権が完全に外務省に集中に握られるという点であります。これは吉田――をもつて天皇制

を外務省に譲けるものであります。

反対の第一点は、本法案によりますと、従来の吉田秘密外交をまったく

法律的に合法化しておるのであります。たとえば第二十七條によりますと、秘密を漏洩した外務公務員は一年

以下の懲役、三万円以下の罰金に付す

ることによりまして、麻薬の密輸に対する一層強力に防衛されることになり、また麻薬の分野において國際協力を促進することができるに至るわけ

あります。

本件は、三月四日に本委員会に付託されましたので、本委員会は三月十二日、十四日、十九日、二十日にわたり慎重に審議を重ねました。その審議の内容については、これを委員会議録に記載することといたします。

政府当局に対する質疑終了の後、討論を省略し、採決の結果、全会一致を

もつて本委員会は本案件を承認することに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手) ○副議長 岩本信行君 討論の通告があ

ります。これと許します。林百郎君。

【林百郎君登壇】 ○林百郎君登壇 私は、ただいま議題とな

る討論を代表して反対するものであります。これが許します。林百郎君。

それ／＼反対の意を表せられ、討論終結の後、採決の結果、賛成多数をもつて本案は可決せられました。千九百四十六年十二月三十日にレーテクサクセスで、本議定書の当事国数は、一九五六年六月末日の現在において三十三箇國となつております。わが政府は、平和条約の最初の効力発生の後一年以内に、この議定書に正式に加入する意思を有することを宣言しているのであります。

署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する條約の最初の効力発生の後一年以内に、この議定書に正式に加入する意思を有することを宣言しているのであります。

書への加入について承認を求めるに關し、外務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本議定書は、「九三一年の麻薬の製造制限及び分配取締に関する條約」の当事国となることになるのであります。

我が國は、本議定書の当事国となることは明らかに天皇制官僚機構の復活

あります。このことは、やがて国民機構の軍事的再編成と相まって、日本の

外務大臣に握られるばかりでなく、その官職の格付、身分の保障についても、すべて生殺與奪の権が完全に外務省に集中に握られるという点であります。これは吉田――をもつて天皇制

を外務省に譲けるものであります。

反対の第一点は、本法案によりますと、従来の吉田秘密外交をまったく

法律的に合法化しておるのであります。たとえば第二十七條によりますと、秘密を漏洩した外務公務員は一年

以下の懲役、三万円以下の罰金に付す

ことがあります。これではまた封建時代の切

捨てごめんの大名と家臣の関係であつ

て、民主主義も何もないのです。かくして、良心的、民主的な外務公務員は、秘密漏洩の名のもとに、何らの教養の道もなく追放されてしまふ

名において懲戒処分に付せられるもの
だと思うのであります。

これに加うるに、外務省が行政協定
の合同委員会の事務を担当するといふ

からず。れば、そのほとんどがアメリカ人であつて、しかもそれが指導的な、重要な任務につくことは想像にかたくないのです。だからこそ、この

導入拒絶の吉田外交の裏話がアメリカ側からすつば抜かれても、何の文句も言えない状態ではありますか。

うなこの法律案に対し、わが日本共産党は、日本民族の名誉にかけても、これは絶対反対をするものであります。(拍手)

ことは明らかであります。

こと、これは既定の事実であります。そうなりますと、本案にいら外交

アメリカ人が、日本の外交の機密を漏洩し、国家の重大な利益を害しても、

の利潤権のないという点は、まつたく行政協定中の治外法権の規定、あるいは、この立場を取るにあたっては、

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

官報(号外)

したることは、一休現在の吉田外務大臣の意図を無視して、まつたく國民と国会の意見を考慮せぬで、日本をアメリカの植民地と化したのみならず、さらに日本を中國とソノ同盟を仮想敵とするアメリカ帝國主義者のアジアリーの軍事基地として、さらには最近の動向を見ますと、アメリカのしり押しによつて、李承晚だとか、蔵介石だとか、まつたく幽密的な革命政権と太平洋同盟を締結して、日本の國土と國民をあけて反共——戦争の危機にえじきに提供しようと、内外の帝王主義者どもの利益を守ろうとしているのであります。これが吉田外交における外交の機密であります。このたゞ日本は再び戦争の危機におひれ、戦争と再軍備の重圧によつて、労働者、農民はもろんのこと、資本家までもが前途の見通しを失つて、日々の生活に塗炭の苦しみをなめているのであります。吉田外交の機密とは、この内外の侵略主義者どもの利益のために國士と國民を犠牲にするところに國民の目を蒙蔽し、これをおなづかんとすること以外の何のものでもないのです。かかる外交の機密は、おもしろ一日も早く天下にあはくこと、それが公儀なる外務官僚の國民に奉仕する道であります。(手拍)かかる政治外交を行ふ吉田外務大臣こそが國民

の機関とは別にアーリングの軍事顧問室
作戦機関をもつてになり、外務省
に対しては、厳重に行政協定第二十二
條による軍事の軍機保護のための必
要な措置が講じられることは、これは明
らかであります。こうなつて来ますと、
と、日本の外務省はまつたくアメリカ
の国防省の秘密下請契約となり、アーリ
ングにおける反ソ反共の陰謀の伏魔殿
なるのであります。たとえは、このま
ま行われましたモスクワ行き旅費問題
のごときはその顯著な例であります
けれども、さらには外務省が日本とアーリ
ングにおける民族解放独立運動を彈圧す
る秘密特務機関の役割を果すことに
るのであります。わが党は、このよ
うな、外務省をしてアメリカ国防省のけ
落機関になり下らせるよ、な、このば
害外交を法制化するこの法律に対しても
断固として反対するものであります。
ところが、最後にもつて重要なと
は、本法案によりますと、先ほどの
員長の説明にもありました通りに、
外務大臣は外務省本省並びに在外公館
に外国人を採用することができるとい
う点であります。しかも、この外国人
に対しては、秘密を漏洩して國家の大
な利益を脅威損されても、それを理
にしては刑罰を科すことができる
吉田外交の推進している、まつた
な、向米一边倒の外交方

政府は、外交の機密は日本の国民に
は漏らすことを禁しておながく、ア
メリカ人がアメリカに漏らしてもい
うのでありますか。それとも、日
本の外交の機密の判断権はアメリカが
有するのであるから、アメリカ人が漏
洩したときには、これは機密でないか
ら追罰しなくてよいというのであり
ましょやうか。このよきになりますと
まったくこの機密の漏洩といふもの
は、これはアメリカのための機密の漏
洩であつて、これに違反するアメリカ
人には、日本政府としては何ら一指を
つけることができないと、いふ状態にな
るのであります。だからこそ、吉田外
相が外交の機密だ、秘密だといつて、
日本の役人を懲戒と刑罰で脅迫して、
みすからもまた失言たとか何とか騒い
でおるときに、アメリカ側では、日本
を含む太平洋軍事同盟の既定方針がす
つば抜かれたり、再軍備のための憲法
改正の既定方針がアメリカ側から放送
されたり、行政協定における非常態
の判定権はアメリカ側にあるとか、この
場合、駐留米軍は基地その他の制限は
一切解かれ、日本の能力は米軍司令
官の指揮に入るといふようなことが
すつば抜かれたり、あるいは戦場にも
ひとしい日本にどうして外資を導入する
ことができるかといふやうな、外資

る処置す。し絶対不可能であるといふよ
うな行政協定の諸とりきめと相まつ
て、この法律はまったく植民地的、屈
辱的な法律なのであります。一体どこ
に国家の安全にかかる重大な犯罪を
犯した外国人に対し刑罰の権利を放
棄する国があいまじよろか。
○副議長(岩本信行君) 林君に申し上
げます。申合せの時間が過ぎましたか
ら、簡潔に願います。

○林本郎君(続) しかも、日本の國費
で雇つて、實質的にはまったく日本の
公務員にひそい、外國人が、重大な國
家の利益を害しておなりながら、これを
刑罰に付することができない、といふよ
うなとりきめをする國がどこにあります
しやうか。日本人外務公務員はスパイ
視し、追放し、逆に米人は自由に雇
入れること、ここに吉田外交の隸属性
が最も端的に現われているのであります
す。ここに至つては、われくへはその
卑屈、その買弁さ、これを表わす言葉
すら知らないのであります。

かくのごとき、日本政府みずからが
日本の自主権を放棄し、外國の植民地
を日本の全國家公務員全般に適用す
るためのテスト・ケースとしておるよ

言辞があつたようありまするから、記録を取調べの上、適当なる処置を講ずることとしました。
さて外務省公務員法案につき質疑いたしました。本案の委員長の報告は可決あります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(若木信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)
次に千九百四十六年十二月十一日にレーキ・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造販売及び分配取扱いに関する千九百三十一年七月十三日の條約の範囲外の薬品を國庫統制の下におく議定書への加入について承認を求める件につき採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。
〔異議なし」と呼べ者あり〕
○副議長(若木信行君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。(拍手)
船員保険法の一部を改正する法律
案内提出)
船員保険法の一部を改正する法律
案内提出いたします。すなわち、内閣提出、船員保険法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の御
法律案を議題となし、この際委員長の御

の機関とは別にアーリングの軍事顧問室
作戦機関をもつてになり、外務省
に対しては、厳重に行政協定第二十二
條による軍事の軍機保護のための必
要な措置が講じられることは、これは明
らかであります。こうなつて来ますと、
と、日本の外務省はまつたくアメリカ
の国防省の秘密下請契約となり、アーリ
ングにおける反ソ反共の陰謀の伏魔殿
なるのであります。たとえば、このま
ま行われましたモスクワ行き旅費問題
のごときはその顯著な例であります
けれども、さらには外務省が日本とアーリ
ングにおける民族解放独立運動を彈圧す
る秘密特務機関の役割を果すことに
るのであります。わが党は、このよ
うな、外務省をしてアメリカ国防省の付
属機関になり下りせるよるな、このば
害外交を法制化するこの法律に対しても
断固として反対するものであります。
ところが、最後にもつて重要なと
は、本法案によりますと、先ほどの
員長の説明にもありました通りに、外
務大臣は外務省本省並びに在外公館
に外国人を採用することができるとい
う点であります。しかも、この外国人
に対しては、秘密を漏洩して國家の大
な利益を損失されても、それを理
にしては刑罰を科すことができな
吉田外交の推進している、まつた
な、向米一边倒の外交方

政府は、外交の機密は日本の国民に
は漏らすことと禁しておながく、ア
メリカ人がアメリカに漏らしてもい
うのでありますか。それとも、日
本の外交の機密の判断権はアメリカが
有するのであるから、アメリカ人が漏
洩したときには、これは機密でないか
ら追罰しなくてよいといふのであり
ましょやうか。このよきになりますと
まったくこの機密の漏洩といふもの
は、これはアメリカのための機密の漏
洩であつて、これに違反するアメリカ
人には、日本政府としては何ら一指を
つけることができないと、いふ状態にな
るのであります。だからこそ、吉田外
相が外交の機密だ、秘密だといつて、
日本の役人を懲戒と刑罰で脅迫して、
みすからもまた失言たとか何とか騒い
でおるときに、アメリカ側では、日本
を含む太平洋軍事同盟の既定方針がす
つば抜かれたり、再軍備のための憲法
改正の既定方針がアメリカ側から放送
されたり、行政協定における非常態
の判定権はアメリカ側にあるとか、この
場合、駐留米軍は基地その他の制限は
一切解かれ、日本の能力は米軍司令
官の指揮に入るというよくなことが
すつば抜かれたり、あるいは戦場にも
ひとしい日本にどうして外資を導入する
ことができるかといふやうな、外資

る処置す。し絶対不可能であるといふよ
うな行政協定の諸とりきめと相まつ
て、この法律はまったく植民地的、屈
辱的な法律なのであります。一体どこ
に国家の安全にかかる重大な犯罪を
犯した外国人に対し刑罰の権利を放
棄する国があいまじよろか。
○副議長(岩本信行君) 林君に申し上
げます。申合せの時間が過ぎましたか
ら、簡潔に願います。

○林本郎君(続) しかも、日本の國費
で雇つて、實質的にはまったく日本の
公務員にひそい、外國人が、重大な國
家の利益を害しておなりながら、これを
刑罰に付することができない、といふよ
うなとりきめをする國がどこにあります
しやうか。日本人外務公務員はスパイ
視し、追放し、逆に米人は自由に雇
入れること、ここに吉田外交の隸属性
が最も端的に現われているのであります
す。ここに至つては、われくへはその
卑屈、その買弁さ、これを表わす言葉
すら知らないのであります。

かくのごとき、日本政府みずからが
日本の自主権を放棄し、外國の植民地
を日本の全國家公務員全般に適用す
るためのテスト・ケースとしておるよ

言辞があつたようありまするから、記録を取調べの上、適当なる処置を講ずることとしたします。

まず外務省公務員法案につき質疑いたしました。本案の委員長の報告は可決あります。本案を委員長の報告の通りに決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(若木信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

次に千九百四十六年十二月十一日にレーキ・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造販売及び分配取扱いに関する千九百三十一年七月十三日の條約の範囲外の薬品を國庫統制の下におく議定書への加入について承認を求める件につき採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼べ者あり〕

○副議長(若木信行君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。(拍手)

船員保険法の一部を改正する法律案内提出

○福永達司君 諸事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、船員保険法の一部を改正する法律案を議題となし、この際委員長の趣

告を求め、その審議を進められんこと

を唱ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

船員保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員長大石武一君。

船舶保險法（昭和十四年法律第七
三十三号）の一部を次のとおりに改正す
る。

第四條第一項を次のように改め
る。

標準報酬、被保險者ノ報酬月額ニ
基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

第三十三條ノ三第三項第三号本文
を次のように改める。
三 左ニ掲タル漁船以外ノ漁船
乗組ム為使用セラルトキ但除
一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有
者ニ使用セラルベキ場合ヲ除ク
第三十三條ノ九第二項中「三百四」
を「三百七十四」に改める。

年未満被保険者タリシ者(第三千四百五
條第二号ニ該当スル者ヲ除ク)ガ職業
務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ
を「被保險者タリシ期間六月以上十
五年未満ナル被保険者」(第三十四條
第二号ニ該当スル者ヲ除ク)ガ職業
外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ」に
改める。

第五十六條第一項中「三年以上十五年未満被保險者タリシ者」不「被保險者タリシ期間三年以上十五年未満ナル者」、同條第二項中「六月以上十五年未満被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ又ハ女子タル被保險者ニシテ」を「被保險者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保險者ル被保險者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シ又ハ被保險者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保險者ガ」に改める。

第四十七條ノ二中「六月以上十五年未満被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合又ハ女子タル被保険者ガ左ノ二被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シ又ハ被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保険者ガ左ニに該する。

となるべき者については、その者の申請により、昭和二十八年三月三十一日までは、同條同項同号の改正規定を適用しないものとし、同日までにその者が第三十三条ノ二の規定に該当するに至つた場合における失業保険金の支給については、なお従前の例によるものとする。

のこ者の区高十は過る干化し が運営職 し職仲は 未 一もにた二二二の

第三條第一項を次のように改め。

又は同條第二項に改め、同條第二項を次のように改める。

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、な

す。その第一点は、松くい虫等以外の病害虫の防除につき、從來攻令に規定されてあります。第二点は、林業種

等とは樹木又は林業種苗に損害を與える松くい虫、松毛虫その他の虫類であつて政令で定めるものをいふ。

第三條第一項第四号と第六号とし、同項第三号中「伐採木等」を指定種苗又は伐採木等に改め、同号を第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 森林病害虫等の附着している樹木又は指定種苗(樹木の種子及び苗であつて農林大臣の指定するもの)をいう。以下同じ。

四 森林病害虫等の被害を受け、若しくは受けけるおそれがある樹木又は指定種苗を所有し、又は管理する者に対する、薬剤による防除を命ぜること。

第五條第三項中「三十日」を「二十日」に改め、同條第四項中「樹木」の下に、「指定種苗」を加える。

第六條第一項中「第一号、第二号又は第四号」を第一号から第四号まで又は第六号」に改め、「樹木」の下に、「指定種苗」を加える。

第七條第一項中「都道府県」を「地方公共団体」に改める。

第八條第一項中「前條第二項」を「前條」に改める。

第六條第一項を次のように改める。

一 措置を行なうべき期間

二 森林病害虫等の種類

三 行なべき措置の内容

四 その他必要な事項

第五條第一項中「その指示に従わ

ない」を同項第一号の期間内にその指示に依る措置を行なわないに、一當

該伐採木等を當該指定種苗又は伐

採木等に改める。

第六條第一項中「前條第二項」を「前條」に改める。

第六條第一項を次のように改める。

一 森林大臣又は都道府県知事は、一万円以下の罰金に處す。

二 第六條第一項の規定によると

森林病害虫等の防除に着手しな

がら、森林資源の保護と林業生産力の

増加の傾向にあります。従いま

して、森林病害虫等が發生蔓延し、被害を増加する必要があるござります。これ

が本法案を提出した理由であります。

次に、改正点を要約して申し上げま

す。その第一点は、松くい虫等以外の病害虫の防除につき、從來攻令に規定されてあります。第二点は、林業種

等とは樹木又は林業種苗に損害を與える松くい虫、松毛虫その他の虫類であつて政令で定めるものをいふ。

第三條第一項第一号から第四号までに掲げる命令に違反した者の

點を改正いたし、森林病害虫防除の徹底を期す必要があるござります。これ

が本法案を提出した理由であります。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分解散会

る法律案（千賀康治君外二十三名提出）

出）

一、昨十九日内閣から提出した議案は

次の通りである。

経済安定本部設置法等の一部を改正

する法律案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命

令に関する件に基く外務省関係諸命

令の措置に関する法律案

外国人登録法案

一、昨十九日委員会に付託された條約

は次の通りである。

千九百二十七年九月二十六日にジュ

ネーヴで署名された外田仲裁判断の

執行に関する條約の締結について承

認を求めるの件（條約第三号）

外務委員会 付託

一、昨十九日委員会に付託された議案

は次の通りである。

経済安定本部設置法等の一部を改正

する法律案（内閣提出第八七号）

内閣委員会 付託

一、昨十九日委員会に付託された議案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命

令に関する件に基く外務省関係諸命

令の措置に関する法律案（内閣提出

第八八号）

外国人登録法案（内閣提出第八九号）

以上二件 外務委員会 付託

農林水産業施設災害復旧事業費團庫

補助の暫定措置に関する法律の一部

を改正する法律案（坂本實君外二千

三名提出、衆法第八号）

松くい虫等その他の森林病害虫の駆

除予防に関する法律の一部を改正す

る法律案（千賀康治君外二十三名提

出、衆法第九号）

公益事業令の一部を改正する法律案

（神田博君外二千七名提出、衆法第

七号）

通商産業委員会 付託

一、昨十九日予備審査のため次の本院

議員提出案を參議院に送付した。

公益事業令の一部を改正する法律案

（神田博君外二十七名提出）

（神田博君外二千七名提出）

一、昨十九日在議院において、次の本

院提出案を可決した旨の通知書を受

領した。

災害の復旧資金の融通に関する特別

措置法案

一、昨十九日在議院において、次の内

閣提出案を可決した旨の通知書を受

領した。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命

令に関する件に基く全国選舉管理委

員会関係諸命令の廃止に関する法律

案

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命

令に関する件に基く警務関係命令の

措置に関する法律案

農業共済再保險特別会計の歳入不足

を補てんするための一般会計から土

地の繰入金に関する法律案